

令和4年度包括外部監査の結果に関する報告書

(社会教育行政に関する事業の事務の執行について)

指摘事項	措置状況
第4 監査各論	
2. 井上靖記念館	
(2) 監査結果と意見	
②観覧者日計表の承認の押印	
観覧者の入館料の徴収に関しては開館日毎に「井上靖記念館観覧者日計表」が作成されている。日計表の承認欄には、館長、係、受付の3欄が設けられているが、2欄しか押印がなされていない。また、承認欄に設けられた役職者と押印者についても一致していない例が散見された。収入に関しては正確性を確保するため、承認欄に設けられた役職者全員が押印をすべきである。	社会教育部文化振興課 承認欄に設けられた役職者が漏れなく押印するよう指定管理者へ指導し、改善した。
3. 文化振興課事業	
(2) 監査結果と意見	
①補助金の使途について	
民俗芸能の、保存・普及・伝承を目的とする各種事業に要する経費の一部を補助するという趣旨から、活動が行われていない団体に対する支給には問題がある。支給方法の変更ないし適切な活動計画を求めることを検討すべきである。	社会教育部文化振興課 令和4年度については、確認の結果、活動実績のない所属団体があったこと、また、保存連合会として保存・伝承に係る取組がなかったことから、補助金を支出していない。 令和5年度以降についても同様に、補助金の支出に当たっては、各団体の活動状況や保存連合会としての活動計画を確認することとしている。
5. 旭川市科学館	
(2) 監査結果と意見	
①薬品の管理について	
イ. 薬品等の受払簿の作成について	
鍵は3重となっており、現物の管理状況にも特に問題はなく、年度末の在庫一覧も作成されていた。ただし、現状では、受払簿は作成されていない。 受払簿がなければ、年度末に作成する在庫一覧の妥当性を確認することができない。	社会教育部科学館 新たに受払簿を作成し、薬品等の使用状況を記録することとした。

指摘事項	措置状況
7. 中原悌二郎記念旭川市彫刻美術館	
(4) 実施した監査手続き	
③備品の現物実査	
・ 備品番号による管理について	
<p>備品一覧を基に現物確認を行ったところ、その素材や展示品等であることを理由にラベルが貼られていない備品があった。ここで、展示品については別途「平面作品画像リスト」を作成して管理しているとのことであったが、一部の作品につき備品番号が記載されておらず、館長以外現物を特定できない備品があった。</p> <p>美術館が保管する備品は件数も多いため、現状だと現物と備品一覧との照合に膨大な時間を要することが見込まれる。そのため、「平面作品画像リスト」にも備品番号を漏れなく記載すべきと考える。また、展示品以外のラベルの貼付が困難な備品については、別途管理方法を検討することが望まれる。</p>	<p>社会教育部文化振興課 美術館で収蔵している全ての作品について、会計事務の手引きを基に財務会計システムから出力する備品一覧のCSVデータのほかに、旧来の「備品カード」を備えて管理している。</p> <p>「平面作品画像リスト」は、日常の学芸的業務（展示内容の検討やリファレンス）を行うための資料として活用しているものであり、備品管理を目的としているものではないため備品番号を記載するように統一していなかったが、「簡易的に作品を照合できる資料」として備品番号を記載し、整理を図った。</p>
8. 旭川市民文化会館	
(4) 実施した監査手続き	
①ロケーション確認	
・ 各ロケーションの利用状況と不用品の処分について	
<p>市民文化会館3階のステージ上部には普段立ち入らないスペースがあり、扉を開けたところ物品が投棄されていた。</p> <p>地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。また、不用品は適切に処分することが求めているため、改めて館内全体を確認し、各ロケーションの利用状況の確認と、不用品につき適切な処分を行う必要がある。</p>	<p>社会教育部文化振興課 指摘後、改めて館内全体を確認し、不用品を適切に処分した。</p>
③備品の現物実査	
・ ラベル貼付による管理について	
<p>備品一覧を基に現物確認を行ったところ、ラベルが貼られていない備品や、同じような物品であるにも関わらず、一方にはラベルが貼られているが、もう一方には貼られていない状況があった。</p> <p>現状だとラベルの貼付漏れなのか、そもそも台帳の登録漏れなのか、あるいは登録の必要の無いものなのか区別がつかないため、登録対象外のものはその旨判別できるような対応が望まれる。また、誰でもいつでも備品一覧と現物とを照合できるよう、ラベルは漏れなく貼る必要がある。</p>	<p>社会教育部文化振興課 指摘後、備品一覧と現物確認を実施し、ラベルの貼付が困難な備品を除き、ラベルを貼付した。</p>

指摘事項	措置状況
・ 返納届の提出について	
<p>備品一覧を基に現物確認を行ったところ、現物が見当たらない備品があった。 不用品の処分が未処理であることは備品一覧と現物との照合を煩雑にするため、今後は適時適切に返納届を提出し、備品一覧を最新の状態に保つ必要がある。</p>	<p>社会教育部文化振興課 指摘後、備品一覧と現物確認を実施し、更新済みで既に処分されている備品について、会計課へ返納届を提出し、廃棄手続済み。</p>
・ 備品一覧「保管場所」の記載・更新について	
<p>備品一覧に記載の「保管場所」に保管されていない備品があった。また、そもそも備品一覧の「保管場所」欄に記載のないものがあった。 市民文化会館及び公会堂における備品は件数も多く、そのロケーションも広いため、この記載無しで現物と備品一覧とを照合するとなると膨大な時間を要することが見込まれる。また、適時適切に更新されていない場合、紛失した際もいつどこで紛失したのかその追跡が困難となるおそれがある。 そのため、備品一覧の保管場所欄は漏れなく入力し、更新のタイミングを定めて、少なからずそのタイミングではきちんと備品一覧を更新する必要がある。</p>	<p>社会教育部文化振興課 指摘後、備品一覧と現物確認を実施し、保管場所についても全て記載した。</p>
⑤各種証憑の通査	
・ 破損（滅失）届の運用について	
<p>市民文化会館では、届出の運用はなされておらず、別途エクセルで管理しているとのことであった。 しかし、届出の提出は使用者に直接記載してもらうことに意味があるとも考えられるため、今後は規則通り破損（滅失）届を提出していただく形で運用する必要がある。</p>	<p>社会教育部文化振興課 指摘後、規則どおり使用者から破損（滅失）届を提出させるよう運用を改めた。</p>
・ 各種申請書の承認について	
<p>各施設の使用に関する申請書等を閲覧したところ、課長の捺印が無いものが散見された。 申請、届出の受理及び許可等の処理は課長が専決者であるため、適切に証跡を残すことでその責任を明確にする必要がある。</p>	<p>社会教育部文化振興課 包括外部監査対象の令和3年度の申請書等について、決裁権者の押印漏れの不備があったが、現在は、毎日の徴収業務報告の決裁後に、各種申請書等の決裁に押印漏れがないか担当職員が確認している。</p>

令和4年度包括外部監査の結果に関する報告書

(社会教育行政に関する事業の事務の執行について)

意見の概要	意見に対する考え方
第4 監査各論	
1. 公民館	
Ⅲ 監査結果と意見	
⑧ネーミングライツの活用について	
<p>旭川市のこれまでの実績を見ると、令和元年度に市有施設におけるネーミングライツの募集を行った際、事業者側からネーミングライツの取得を希望する市有施設を選定して応募してもらう形で募集しており、このときは応募者がいなかった。</p> <p>確かに、公民館はその性質上ネーミングライツ事業にはなじまないとも解し得るが、ネーミングライツ事業は、将来の施設の老朽化に伴う多額の修繕費を自主的に補填するための財源として有効であり、積極的に活用することが望まれる。</p> <p>よって、今後ともネーミングライツ事業の募集を継続することを検討されたい。</p>	<p>社会教育部公民館事業課 今後も、市のネーミングライツ事業募集に合わせて対応を行う。</p>
⑩耐震化の状況について	
<p>旭川市が所有する公民館施設21か所のうち、築年数が法定耐用年数を超えている施設は8か所に及び、とりわけ分館の老朽化が著しい状況となっている。こうした状況を踏まえると、耐震改修工事の必要がある避難所については、使用できない災害の種類として「地震」を定め、事前に旭川市のホームページで広く周知することを検討すべきである。</p>	<p>社会教育部公民館事業課 避難所を所管する防災課で、市ホームページの避難所一覧における各施設の詳細ページに『避難所情報』として、地震時に使用不可である旨を記載した。</p>
4. 旭川市博物館	
(2) 監査結果と意見	
②備品の管理について	
イ. 備品の現物確認について	
<p>備品と現物の突合については、年に2回実施しているとのことであるが、全ての備品について年に2回の突合作業を実施する必要性は低いように思われる。</p> <p>使用のたびに移動するものや紛失の可能性の高いものについては年に2回、そうでないものは年に1回とするなどの措置をとり、その分の時間を使って、収蔵資料のデジタル化などに優先的に取り組むべきである。</p>	<p>社会教育部博物館 備品の現物確認については令和5年度からは、年1回の実施とした。引き続き、収蔵資料のデジタル化などに取り組んでいく。</p>

意見の概要	意見に対する考え方
④利用者増加に向けた取組	
イ. 旭川市博物館の案内について	
<p>旭川市大雪クリスタルホールは、博物館のほかにも、音楽堂、国際会議場から構成されており、外観からは、この建物内に博物館があることが非常に分かりづらい。</p> <p>外観との兼ね合いもあるが、旭川市博物館を訪れようと思っている人のみならず、旭川市博物館への来館を目的としない観光客等に対しても、旭川市博物館が近くにあることを認識できるような案内や看板の設置について検討を継続すべきである。</p>	<p>社会教育部博物館 旭川市博物館の看板等の設置について検討を継続する。ホームページやパンフレット、各種印刷物やSNSなどでの所在地の表記については、既に博物館は「大雪クリスタルホール内」という表記にしており、周知を図っている。</p>
ロ. パスポートなどによる入館者数増加へ向けた取組について	
<p>博物館は、動物園や科学館に比べて、年間に何度も訪れる人は多くないであろうが、たとえば旭川市博物館、旭山動物園、旭川市科学館の3館の共通パスポートとして、博物館は1回分の料金の上乗せのみに設定するなどの方法も考えられる。</p> <p>それぞれが別々に入園者数を増やす努力を重ねることも重要であるが、同じ旭川市の施設である動物園や科学館の集客力を利用することも検討すべきである。</p>	<p>社会教育部博物館 動物園、科学館など市内10施設が参加し、他の参加館の使用済みチケットの半券の提示などにより、当該館の入館料を割引する「旭川リンク・リンクミュージアム」の取組を行っており、博物館もこれに参加しているほか、旭川観光コンベンション協会が発行している、旭山動物園入場券と他の協賛店や施設を割引価格で利用できるチケットがセットになった「旭山動物園入場券付きよくばりチケット」にも協賛し、動物園や科学館の集客力を活用して認知度を高め、入館者の増加に繋げる取組を行っているところである。今後も、博物館の認知度を高め、入館者の増加に繋げる手法を検討していく。</p>
⑩SNS活用	
<p>今後、収集資料のデジタル化にともない、SNS等を活用した取組の重要性も増してくると思われる。現在、旭川市博物館のSNSは、博物館の職員が担当して行っているが、このようなSNSを活用した取組は、旭川市博物館などの施設ごとではなく旭川市全体で取組むことも検討すべきである。</p>	<p>社会教育部博物館 旭川市では、公式SNSとして、LINE、Facebook、Twitter、YouTube、Instagramを利用していることから、博物館のSNSアカウントに加え市の公式SNSでもイベント情報を発信することとした。</p>
5. 旭川市科学館	
(2) 監査結果と意見	
③広報活動について	
<p>コロナ以降、大人だけでなく子どもも、インターネットにいつでもどこでも繋がる環境が急速に整ってきており、SNSの重要性も増してきている。</p> <p>SNSの利用に関しては、旭川市科学館だけではなく、旭川市全体として取り組むことも考えられるが、その際には旭川市科学館が好例としての役割を担うことも想定し、SNSの活用を更に進めるべきである。</p>	<p>社会教育部科学館 今後もSNSを活用しながら情報発信に努めていく。</p>

意見の概要	意見に対する考え方
④ テック・ラボについて	
イ. テック・ラボの更なる活用について	
<p>テック・ラボでは、SNSの更新も頻繁に行われており、また、1階の常設展示を担当するボランティアが、2階の設備（テック・ラボやレファレンスルーム）の説明や利用を促すような声かけも行っている。今後も引き続き、更なる活用に向けた取組を検討して実施していくことが望ましい。</p>	<p>社会教育部科学館 事業の拡充、自主企画の展示等製作での活用、企業向け体験会等の受入れなど、今後も積極的なテック・ラボの活用を図っていく。</p>
⑤ ボランティアについて	
ハ. ボランティアの人員確保について	
<p>ボランティアの存在は、旭川市科学館では欠くことのできないものとなっている。 しかし、ボランティアの方の高齢化が進んでおり、このままでは現在のボランティアによるサポート体制を継続することが困難な状況に陥るおそれがある。 今後もボランティアによるサポートを継続するためには、ボランティアの人員確保への対策について本格的な議論を始める必要がある。</p>	<p>社会教育部科学館 サイエンスボランティア旭川の組織体制については、科学館長が団体の理事として参加している同団体において議論を重ねている。 引き続き、今後の動向を注視するとともに、必要に応じて団体と協議していく。</p>
⑨ 旭川市の施設としての取組	
<p>旭川市科学館では、現在、入館料のパスポートとして、科学館単体のもの、科学館と博物館の共通のもの、科学館と動物園の共通のものの3種類を販売している。 旭川市博物館は、コロナ前の年間の来館者数が2万5千人程度で推移しており、更なる来館者数の増加が期待されるため、旭川市科学館での入館券の販売の際に、旭川市博物館のPRと旭川市博物館との共通パスポートを勧めるような取組ができないか検討すべきと思われる。</p>	<p>社会教育部科学館 施設利用者の目につきやすい位置にパンフレットを置いたり、インフォメーションカウンターでの利用者対応の際に博物館や動物園の利用有無の問いかけを行ったり（観覧料割引制度の適用可否判断のため）など、間接的ではあるが市内に類似施設があることを知らせる働きかけは行っているため、この取組を更に進めていく。</p>
⑬ 企画展開催負担金について	
<p>令和3年度の企画展を開催するにあたって、実行委員会方式を採用している。 企画展は無事に開催され、企画展開催実行委員会に対して負担金が交付された。 経費のうちの一部が企画展に参加していた「サイエンスボランティア旭川」の事業費として計上されていた。つまり、「サイエンスボランティア旭川」への負担金として精算されていた。そのような処理を行うのであれば、そのための特例を定めるなど根拠を明確にしておく必要性があったと思われる。</p>	<p>社会教育部科学館 令和4年度以降は同様の事務処理は発生していないが、今後は特例的な支出処理や事務処理とならないよう、適切な負担金交付事務を行うこととした。</p>

意見の概要	意見に対する考え方
6. 図書館	
(6) 監査結果と意見	
③除籍について	
ハ. 人的要因による除籍を減らすための方策	
ii. 長期未返却に関して	
・ 延滞利用者への督促の連絡方法について	
<p>現在の「マニュアル」では、督促の手続きは原則としてハガキで行うこととなっているが、今後はEメールの登録者が増えると想定されるため、Eメールの登録者には延滞後速やかにメールで返却を促す手続きも必要ではないかと考える。</p>	<p>社会教育部中央図書館 督促は原則貸出期限から1か月経過した資料の未返却者に行っており、Eメール登録者にはメールによる督促を行うこととした。</p>
⑧高齢者・障害者に対するサービス	
ロ. 宅配ボランティアについて	
・ 宅配サービスについて	
<p>【平30 意見】 現在の宅配方法（ボランティアによる宅配。活動に係るガソリン代等の経費もボランティアが負担。）は図書館、利用者のいずれにも費用負担がない。この方法を継続することが最も望ましいのであろうが、宅配ボランティアの高齢化が進んでいること、新たにボランティアになる方が少ないことを考えると、そろそろ宅配方法の見直しを検討する時期にきていることと思う。</p> <p>【措置状況 △】 当意見に対する措置状況として、「ボランティアの高齢化やなり手不足の課題があるが、現状では、現在の宅配方法や宅配サービス対象者の範囲を継続することが望ましいことから、ボランティアの人員増を図ることを優先することとした。」と回答されている。しかし、実際には、ボランティア数は減少しており、高齢化もますます進んでいる。ボランティアが直接利用者へ届けるといふ今の宅配方法が望ましいと考えるのであれば、せめて、ガソリン代は市や利用者の負担とすることはできないであろうか。 今後、電子図書の導入で、宅配の件数は減少していくことも予想されるが、宅配を必要とする利用者は必ずいるので、サービスを継続できるように検討を続ける必要がある。</p>	<p>社会教育部中央図書館 ボランティアの協力により引き続き宅配サービスを継続することとした。ただし、ボランティアへのガソリン代支給または郵送料の受益者負担の方法を検討し、継続的なサービスを行うよう努める。</p>
ハ. 視覚障がい者サービス	
iii. 大活字本の所蔵及び貸出	
・ 朗読サービスの継続のために	
<p>このまま高齢化が進めば、宅配ボランティアと同様、継続が困難な状況になることも予想される。そのため、今後、外部のサービスを利用することも検討してはどうであろうか。例えば、視覚障がい者や活字による読書に困難のある人が利用できるコンテンツ等を提供するネットワークに『サピエ』というサービスがある。年間の利用料は生じるが、コンテンツの量も非常に多く、新刊にも対応している。すぐに切り替えるという事ではないにしても、一度検討する価値はあると思われる。</p>	<p>社会教育部中央図書館 現時点においては、視力障害サービスのボランティアは組織体制が充実しているため、一定水準のサービスは行えているものと考えているが、状況を注視しながら、継続して視力障害者へのサービスが提供することができるよう、必要な取組を検討する。</p>

意見の概要	意見に対する考え方
⑨インターネット環境	
・オンラインデータベースについて	
<p>【平30 意見】 現在オンラインデータベースにアクセスできるパソコンは、資料調査室の受付カウンター内に設置されており、利用者が自ら利用することはできない。職員が利用者の検索希望内容を確認して、代行してシステム利用している。利用者サービスという観点からして、改善すべき点がないかを検討する余地はあろう。</p> <p>【措置状況 △】 上記【平30意見】に対する措置状況は、『利用者サービスの視点から、オンラインデータベースの利用可能なパソコンを増やすことより、レファレンスサービスを充実させることを優先することとした。』となっている。 ただし、レファレンスサービスの定義づけも困難であり、レファレンスサービスを充実させるための特別な方策がとられたわけではない。今後、様々な資料が紙媒体での発行を停止し、データベース化されていくであろうと考えられる。そうであれば、利用者が自ら検索できるような体制をとることも必要になってくるであろう。</p>	<p>社会教育部中央図書館 利用者自らデータベースの検索をするためには、IDと端末の確保が必要となり、予算も必要となることから、現時点では環境整備は難しいと考えており、職員代行によるデータベース利用でもレファレンスには応じられていると認識している。</p>
⑩図書館の利便性について	
・図書館の利用時間などの利用者ニーズの継続的な把握について	
<p>図書館は、北海道内の他の図書館よりも平日の閉館時間が早くなっている。 閉館時間が遅ければいいというものではなく、利用者のニーズとコストの兼ね合いもあるため一概に結論付けられないが、他の図書館が午後8時までとしているのは、一定のニーズがあるからだと想定される。必要な時期に利用者のニーズを把握する機会を設け、利用しやすい図書館の実現を目指すべきである。</p>	<p>社会教育部中央図書館 平成29年から始めた現在の平日午後7時閉館に際し、自館の調査により午後7時以降の利用ニーズが高くないと分析した経過があり、現時点では閉館時間は適当と判断している。ただし、今後もニーズの把握等を行いながら、利用しやすい図書館づくりに努める。</p>
⑭人員体制について	
ロ. 研修について	
・職員の配置について	
<p>図書館に勤める職員にとって、単純な貸出業務や資料の整理だけが業務ではない。職員にとって重要な業務は、資料の収集、選書、レファレンス等多岐に渡るが、それらの業務を遂行するためには、調査研究や継続的な学習機会の確保が欠かせない。 会計年度任用職員は、原則1年ずつの契約であり、継続雇用が約束されてはいない。そうであれば尚更、正規職員の配置について何らかの配慮ができないかを検討すべきと思われる。そのうえで、職員の専門性を生かし、自主性を維持、確保する仕組みづくりについて検討すべきと思われる。</p>	<p>社会教育部中央図書館 正職員の配置等について図書館において課題であると認識しており、関係部局と協議を継続して行っていきたいと考えている。また、研修の充実などにより職員のスキルアップを目指す必要もあると考えている。</p>

意見の概要	意見に対する考え方
⑩指定管理者制度について	
ロ. 旭川市の状況	
・ 指定管理者制度の検討について	
<p>【平30 意見】 運営形態に関する検討は、図書館運営を、指定管理者、市直営のいずれにするかということではなく、利用者が望むサービスはどのようなものなのか、それを効率的に提供するためにはどのような運営形態が望ましいのかという視点で行うべきであろう。</p> <p>【措置状況 ×】 サウンディング型調査が実施され、旭川市図書館協議会に運営形態に関する報告を行うなど、運営形態や民間事業者のノウハウ活用に関して調査が実施されている。結論に至るまでは、まだ時間を要するであろうが、指定管理者制度を導入している北海道内の図書館への調査を行うなど、今後も調査研究を継続すべきである。</p>	<p>社会教育部中央図書館 図書館では他都市の調査研究をもとに行った内部検討で、現時点では、現在の運営方法が最良と考えている。今後も市民サービスの向上や経費削減に向けた管理の在り方について検討を行う。</p>
10. 複数の施設に関連する意見	
②利用料（共通パスポート）について	
<p>旭川市博物館、中原悌二郎記念旭川市彫刻美術館及び井上靖記念館においては、まずは認知度を高めて、来館してもらうことが重要である。そのため、旭川市旭山動物園と旭川市科学館にこれら3つの施設を加えた5つの施設全てで利用できる共通パスポートを作成し、料金は〔旭川市旭山動物園×旭川市科学館〕をベースとして、他の施設は非常に廉価または実質的に無料で利用できるようなものとするなどの方法も考えられるのではないかと。</p>	<p>社会教育部文化振興課、博物館、科学館 動物園、科学館など市内10施設が参加し、他の参加館の使用済みチケットの半券の提示などにより、当該館の入館料を割引する「旭川リンク・リンクミュージアム」の取組を行っており、参加しているほか、旭川観光コンベンション協会が発行している、旭山動物園入場券と他の協賛店や施設を割引価格で利用できるチケットがセットになった「旭山動物園入場券付きよくばりチケット」にも協賛し、動物園や科学館の集客力を活用して認知度を高め、入館者の増加に繋げる取組を行っているところである。今後も、各施設の認知度を高め、入館者の増加に繋げる手法を検討していく。</p>